

## Q&A

Q1 確認したい内容が多いので面談を申し込みたい。

A1 面談等、対面では受け付けておりません。

御質問がある場合、メールか下記電話相談窓口にお電話いただくようお願いいたします。

メールアドレス：cnt-fukyu@tokyokankyo.jp

電話番号：太陽光発電専門相談窓口（03-6258-5315）

Q2 審査会の外部有識者とは具体的にどのような方々か。

A2 審査会につきましては、審査会設置要綱第12条第1項に基づき非公開としており、お答えできかねます。

Q3 優れた機能性を有する太陽光発電システムに関する基準（以下「基準」という。）別表4及び別表6の「デザイン性を有する」とはどのようなことか。

A3 屋根の形に即して設置できるモジュールの特長を指します。

Q4 JET 認証の試験を実施中で公募期間内に取得が間に合わない。

A4 JET 認証の申請書でも可能な場合がございますので、事務局まで御相談ください。

Q5 JET 認証の有効期限が切れているものでも申請可能か。

A5 JET 認証の有効期限内に製造し出荷された製品であれば申請可能です。

Q6 納税証明書や全部事項証明書の提出が間に合わない

A6 その旨を事務局にご連絡の上、後日ご提出ください。

Q7 保証期間を確認する書類はカタログでも問題ないか

A7 問題ございません。記載場所を赤枠で囲む・マーカーで示す等、明記してください。

Q8 メーカーと代理店が両方申請しても良いのか。

A8 申請が重複しても問題ありませんが、申請者に関わらず製品を型番ごとに審査いたしますので、どちらか一方が申請されればよいと思います。

Q9 基準別表1又は別表2の基準のみ満たしており、基準別表3から別表9までの基準はいずれも満たしていないが認定されるか。

A9 認定されません。基準別表1又は別表2の基準に加え、基準別表3から別表9までのいずれかの基準を満たしている必要がございます。

Q10 マルチストリング型パワコンやハイブリッド型パワコンは、PV出力最適化に含まれるか。

A10 マルチストリング型パワコンやハイブリッド型パワコンは、一部の太陽電池モジュールに影等の影響で一時的な発電出力低下が生じた場合、同ストリング内の太陽電池モジュールの発電出力が低下するため、PV出力最適化に含まれません。

Q11 代理店申請の合意書の例はありますか。

A11 特段様式はありませんが、公募要項2(2)ア(イ)①～③の記載がある書類であれば構いません。

Q12 昨年度認定されている製品について、今年度は申請しなくてもよいか。

A12 公募要項2(3)アに記載の申請書類等一式を用意の上、申請する必要があります。